

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、県内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる若手人材を育成し、冬期も安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを目的として交付する。

2 前項の「道路等」とは、道路、農道、林道、港湾施設、空港施設その他の公共の交通又は輸送の用に供される施設をいう。

（補助金の交付）

第3条 県は、前条第1項の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）に対して別表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）に係る間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する同表第4欄に掲げる市町村（以下「市町村」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助事業に係る資格取得者（以下「資格取得者」という。）1人につき200千円を限度とし、間接補助対象経費の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額又は間接補助金の額に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（間接補助事業者の責務）

第4条 間接補助事業者は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、原則として、県内の自動車教習所等において間接補助事業を実施するよう努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、知事の権限を委任された総合事務所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 総合事務所長等は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 市町村は、第3条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それ

ぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第3号による	市町村が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第5号による	市町村が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の増額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 市町村は、第7条の規定により間接交付の決定の内容に付された条件(以下「間接交付条件」という。)に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ、知事の権限を委任された総合事務所長等が別に定める日までに、規則様式第2号による申請書を総合事務所長等に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による総合事務所長等の承認について準用する。

3 市町村は、間接交付条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助金の増額並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第10条 市町村は、間接交付条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を総合事務所長等に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 市町村は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 市町村は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに総合事務所長等に報告し、総合事務所長等の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第12条 市町村は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(状況報告)

第13条 市町村は、間接補助事業に係る資格取得者が資格を取得した日から3年を経過する日(以下「報告基準日」という。)の状況について、報告基準日から30日を経過する日までに、次に掲

げる様式により県に報告しなければならない。

- (1) 間接補助事業者（別表第2欄(1)に掲げる者に限る。）が資格を取得した場合 様式第4号－1（個人用）
- (2) 間接補助事業者（別表第2欄(2)に掲げる者に限る。次号において同じ。）が県内の事業所において使用する県外在住者に資格を取得させた場合 様式第4号－2（事業所（県外在住者に資格を取得させた場合）用）
- (3) 間接補助事業者が県内の事業所において使用する県内在住者に資格を取得させた場合 様式第4号－3（事業所（県内在住者に資格を取得させた場合）用）

（間接補助金の返還）

第14条 市町村は、資格取得者が次に掲げる場合に該当するときは、間接補助事業者に対して当該資格取得者に係る部分の間接補助金の返還を指示することができる。

- (1) 資格取得者（別表第2欄(1)に掲げる者に限る。）が報告基準日までに県外へ転居した場合（当該資格取得者が継続して県内事業所において除雪業務に従事している場合を除く。）
 - (2) 資格取得者（別表第2欄(2)に係る者に限る。）が次のいずれかに該当する場合
 - ア 県外に在住する資格取得者が報告基準日までに県内の事業所において除雪業務に従事しないとき
 - イ 県内に在住する資格取得者が報告基準日までに県外に転居した場合（当該資格取得者が継続して県内事業所において除雪業務に従事している場合を除く。）
- 2 県は、資格取得者が前項各号に掲げる場合に該当するときは、規則第21条の規定により交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。この場合において、市町村は、規則第22条の規定により本補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金を返還しなければならない。
- 3 第1項の場合において、総合事務所長等がその返還額の2分の1に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村は、これに従わなければならない。

（情報の公開）

第15条 事業の公正性及び透明性を高めるとともに、広く除雪業務の参考とするため、本補助金の申請及び報告の書類等は、個人情報を除き公表することができる。

（雑則）

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

別表（第3条、第13条、第14条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接交付主体	5 補助率
除雪機械の運転に必要な資格の取得に係る事業	(1) 県内に住所を有する者であって、県内において除雪業務に従事するため、自ら除雪機械の運転に必要な資格を取得するもの (2) 県内に事業所を置く事業主であって、県内において除雪業務に従事するため、県内の事業所において使用する者に除雪機械の運転に必要な資格を取得させるもの	公安委員会指定自動車教習所又は非公認の自動車教習所の教習料、学科・実技試験料及び運転免許受験料並びに労働安全衛生法に基づく車両系建設機械運転技能講習料	鳥取県内の市町村	3分の1

鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、鳥取県除雪機械運転手育成支援事業（間接補助）（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（補助事業）

第2条 本事業の対象となる補助事業は、間接補助対象経費について国又は県の他の制度による助成を受けないものであること。

（間接補助事業者（事業実施主体））

第3条 本事業により除雪機械の運転に必要な資格を取得する者は、交付申請日において60歳未満の者とする。

2 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。

（間接補助対象経費）

第4条 本事業の間接補助対象経費は、「普通車」又は「普通車AT限定」を既に所持している者が次に掲げる資格の全部又は一部を新たに取得するために必要な経費とし、その額は、取得に係る教習料、講習料、学科試験料、実技試験料及び運転免許受験料を合算した額とする。

- （1）大型免許
- （2）大型特殊免許
- （3）車両系建設機械運転技能講習

（本事業の実施手続）

第6条 本事業の実施手続は、次のとおりとする。

（1）交付申請

ア 事業実施主体は、補助事業者（市町村）の定めるところにより交付申請書を作成し、補助事業者（市町村）の定める期日までに補助事業者（市町村）に提出する。

イ 市町村長は、要綱第5条第1項の規定により知事の権限を委任された総合事務所長又は県土整備事務所長（以下「総合事務所長等」という。）の定める期日までに総合事務所長等に申請書（要綱様式第1号を添付）を提出する。

（2）交付決定

ア 総合事務所長等は、規則第6条及び要綱第6条の規定による総合事務所長等名の交付決定通知を補助事業者（市町村）に送付する。

イ 補助事業者（市町村）は、市町村の定めるところ及び要綱第6条の規定により、事業実施主体に対し交付決定する。

（3）実績報告

ア 事業実施主体は、補助事業者（市町村）の定めるところにより実績報告書（教習料等領収書の写し等を添付）を作成し、補助事業者（市町村）に提出する。

イ 補助事業者（市町村）は、規則第17条及び要綱第11条の規定により、総合事務所等に実績報告書を提出する。

ウ 総合事務所長等は、規則第18条の規定による総合事務所等名の補助金額確定通知を補助事業者（市町村）に送付する。

（4）状況報告

補助事業者（市町村）は、要綱第13条の規定により、総合事務所等に状況報告書を提出する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この改正は、令和６年４月１日から施行する。